

## 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会 MICE支援申請書に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市においてMICE（ミーティング、インセンティブトラベル、コンベンション、イベント等）の開催を促進するため、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（以下「協会」という。）のMICE支援申請書（以下「支援等」）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、対象となるMICEの分類の定義は別表1のとおりとする。

### (基準)

第3条 支援等の対象となる行事は、次のいずれかに該当する行事であって、協会の施策を推進するうえで効果があると認められるものとする。

- (1) 鹿児島市内で開催されるもの
- (2) 観光推進・振興・発展に寄与するもの
- (3) 地域社会の向上・発展に寄与するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するMICEは、対象としない。

- (1) 公共の利益に反するもの
- (2) 営利性又は商業宣伝（行事名に主催者名を冠する程度のもは除く。）の意図があるもの
- (3) 政治性若しくは宗教性があるもの又は政治団体若しくは宗教団体が主催するもの
- (4) 一つの流派等の催し又は同人的活動であるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (6) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- (7) その他理事長が不相当と認めるもの

### (申請)

第4条 支援等の承認申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、MICE支援申請書（様式1）を実施計画書又は趣意書等の必要書類を添えて、開催日の30日前までに理事長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

2 「かごしま親善大使」と「鹿児島市観光PRキャラクター・西郷どん」の派遣支援は、県外参加者400名以上のMICEが対象となる。かごしま親善大使の派遣申請は必要書類を添えて「かごしま親善大使の派遣申請要領」より様式（第4条関係）を開催日の14日前までに提出しなければならない。

3 観光案内コーナーの設置は、県外参加者500名以上のMICEが対象となり、必要書類を添えて観光案内コーナー申請書（様式2）を提出しなければならない。

4 歓迎広告の設置を希望する場合は原稿を提出しなければならない。

### (承認の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援等を承認するときは申請者に対して通知するものとする。

(計画の変更等)

第6条 申請者は、行事計画の内容等に変更が生じた場合は、速やかに支援等の変更を理事長に提出しなければならない。

(承認の取消等)

第7条 理事長は、承認後において承認の基準又は条件に反する事実が判明した場合は、その承認を取り消すことができる。この場合において、理事長は当該承認を受けた者に対して通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による承認を取り消された者及び承認の基準又は条件に反する事実が認められた者が行うその後の行事については、支援等を行わないものとする。ただし、協会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 支援等の承認の取消によって、承認を受けた者が損害を受けることがあっても、協会は一切その責めを負わないものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (分類の定義)

分類	主催者区分	定義
M (ミーティング)	企業	・ 企業会議、大会、研修会等の会合等 ・ スポーツキャンプ、合宿
I (インセンティブトラベル)	企業	・ 報奨旅行、研修旅行 ・ 顧客の招待等を目的とした旅行
C (コンベンション)	学会、団体等	・ 学術会議、大会、国際会議等
E (エキシビジョン・イベント)	企業、団体等	・ 見本市、展示会、文化イベント、スポーツ大会、 国際交流イベント、コンサート等